

事業主の皆様へ

東京都障害者安定雇用 奨励金のご案内

東京都は障害者や難病患者の安定雇用と処遇改善を推進します！

奨励金の概要

東京都は、障害を持つ方が希望とやりがいを持って、いきいきと活躍できる社会の実現を目指しています。このため、安定的な雇用と処遇改善に取り組む企業を応援し、奨励金を支給します。

【主な支給要件】 ※このほかにも要件があります。

以下の(1)または(2)に該当し、それぞれの要件をすべて満たすこと。

(1) 雇入れの場合：障害者等を正規雇用や無期雇用で採用した場合

- ①一週間の所定労働時間が20時間以上の無期雇用労働者として雇入れていること
- ②雇入れた労働者に支払われる賃金が、雇入れ後も継続して常に最低賃金を5%以上上回る額であること
- ③雇入れた労働者に適用される次のいずれか二つ以上の制度を設けていること
・昇給制度 ・賞与制度 ・通勤手当制度※ ・通院有給休暇または病気有給休暇制度 ・テレワーク制度※
- ④雇入れ後6か月間の評価を行い、今後の育成方針を策定すること
- ⑤特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コースまたは発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）の支給決定通知を受けていること

(2) 転換の場合：障害者等を有期雇用から正規雇用や無期雇用に転換した場合

- ①有期雇用労働者を無期雇用（一週間の所定労働時間20時間以上）に転換していること
- ②転換後の賃金が、転換前の賃金より5%以上昇給していること及び転換後も継続して常に最低賃金を5%以上上回る額であること
- ③転換した労働者に適用される次のいずれか二つ以上の制度を設けていること
・昇給制度 ・賞与制度 ・通勤手当制度※ ・通院有給休暇または病気有給休暇制度 ・テレワーク制度※
- ④転換後6ヶ月間の評価を行い、今後の育成方針を策定すること
- ⑤特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コースまたは発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）の支給決定通知を受けていること
- ⑥転換の日の前日から、支給対象企業に雇用される期間が過去3年以内の有期契約労働者であって、転換日から6か月以上の期間継続して雇用されている労働者であること
- ⑦転換日の前日から過去3年以内に、当該企業に無期雇用労働者として雇用されたことがないこと

※(1)③及び(2)③の支給要件にある「テレワーク制度」は、平成29年4月1日からの雇入れ・転換から対象となります。なお、「通勤手当制度」は、平成29年10月1日以降の雇入れ・転換から対象とならないので、ご注意ください。

【支給金額】

障害者等一人当たり **120 万円（大企業は 100 万円）** を支給します。（同一年度における支給人数は、一社につき合計 10 人まで）。

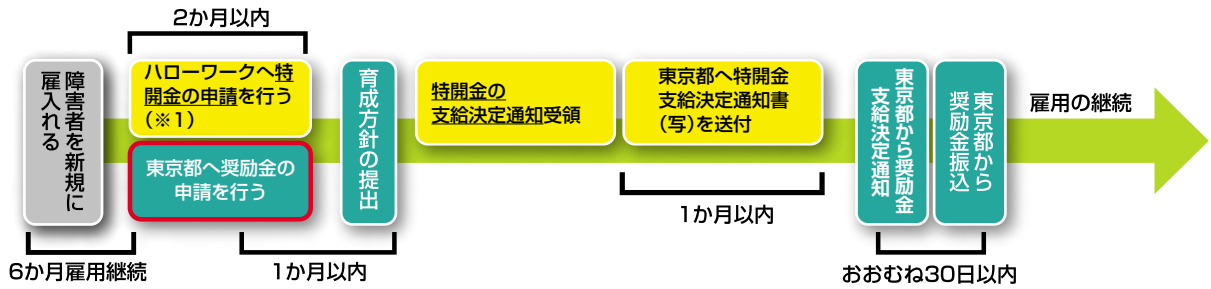
詳細は、東京都産業労働局雇用就業部ホームページ「TOKYO はたらくネット」をご覧ください。

「TOKYO はたらくネット」 <http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/>

申請の流れ

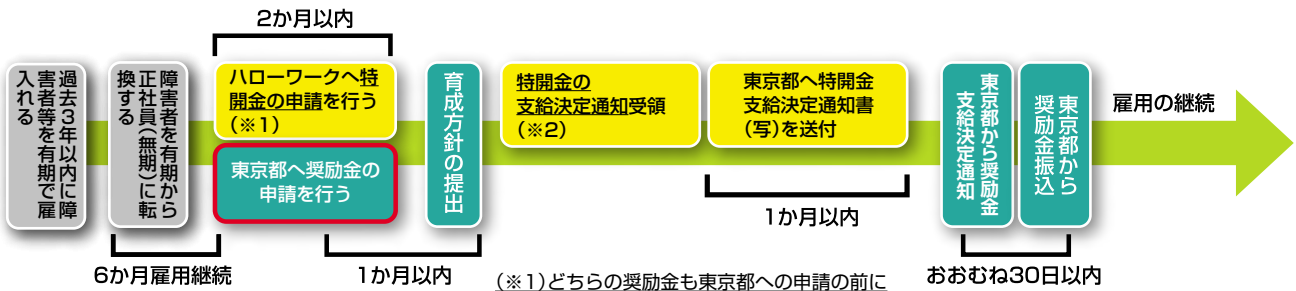
(1) 雇入れの場合

対象となる労働者を採用した日より6か月経過した日から2か月以内に東京都へ申請してください。



(2) 転換の場合

対象となる労働者の転換した日より6か月経過した日から2か月以内に東京都へ申請してください。



(※1) どちらの奨励金も東京都への申請の前にハローワークへの特開金の申請手続きが必要です。
(※2) 転換時期によって必要となる場合があります。

申請方法

次の書類を用意して、下記担当まで郵送または持参にてご提出ください。

- ・ 郵送の場合は、記録が残る簡易書留等の方法により送付してください。
- ・ このほかの書類が必要となる場合があります。

【申請書類】

(1) 雇入れの場合

- | | |
|-----------------|-----------------------------|
| ① 支給申請書 | ④ 支給対象者が障害者であることを確認できる書類の写し |
| ② 誓約書 | ⑤ 育成方針 |
| ③ 特開金* 支給申請書の写し | ⑥ その他 |

(2) 転換の場合

- | | |
|-----------------|-----------------------------|
| ① 支給申請書 | ④ 支給対象者が障害者であることを確認できる書類の写し |
| ② 誓約書 | ⑤ 育成方針 |
| ③ 特開金* 支給申請書の写し | ⑥ その他 |

*特開金とは以下のいずれかの助成金をいいます。

- ・ 特定求職者雇用開発助成金 特定就職困難者コース

障害者等の就職困難者をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者（雇用保険の一般被保険者）として雇われる事業主に対して助成されます。

- ・ 特定求職者雇用開発助成金 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース

発達障害者や難治性疾患患者をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者（雇用保険の一般被保険者）として雇われる事業主に対して助成されます。

申請受付・問合せ

平日の午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く）

東京都産業労働局雇用就業部 就業推進課 障害者雇用促進担当

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第一本庁舎31階北側

TEL: 03-5321-1111 (代) 37-771~776 (内)

※詳細については、東京都産業労働局雇用就業部ホームページ「TOKYOはたらくネット」をご覧ください。
「TOKYOはたらくネット」<http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/>